# 化学物質の発散に対する衛生上の措置チェックフロー

START

クロルピリホスの使用 → YES → 添加から5年以上経過 → NG（NO）

NO → 令20条の7個別大臣認定 → YES → END

令20条の7個別大臣認定 → NO → 令20条の6第2項H15告示273第三、第四 〃 個別大臣認定 → YES → 居室等の内装制限

令20条の6第2項H15告示273第三、第四 〃 個別大臣認定 → NO → 高さ31m超又は、1000㎡超の地下街 → YES → 中央管理室による制御

高さ31m超又は、1000㎡超の地下街 → NO → 機械換気設備 / 空気浄化型機械換気設備 / 中央管理方式の空気調和設備

Q :浄化して供給する空気の量(m3/h)
C :浄化前の空気に含まれるﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの量(mg/m3)
Cp:浄化して供給する空気に含まれるﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの量(mg/m3)
E :壁、床、天井、建具等から発散するﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの量(mg/h･m2)

**機械換気設備**

令20条の6第一項第一号 (ｲ)
令第129条の2の6第2項
H15告示274第一
必要有効換気量≦有効換気量
(Vr=n*A*h≦V)
n：住宅等 0.5
住宅等以外 0.3

YES → H15告示274第一第三号
NO → NG

**空気浄化型機械換気設備**

令20条の6第一項第一号 (ﾛ)
告示△△△△(未制定)
H15告示274第一
必要有効換気量≦有効換気換算量
(Vr≦Vq=Q＊((C-Cp)/C)+V)
又は個別大臣認定品

YES → H15告示274第一第三号
NO → NG

**中央管理方式の空気調和設備**

令20条の6第一項第一号 (ﾊ)
令第129条の2の6第3項
H15告示274第二
必要有効換気量≦有効換気量
(Vr=(10＊(E+0.02＊n1＊A))≦V
or Vr=(n*A*h)≦V and 内装制限(下記＊)がOK)
又は個別大臣認定
n1: 住宅等 3.0
住宅等以外 1.0
n ：機械換気設備に同じ

YES → H15告示274第一第三号
NO → NG

H15告示274第一第三号
･換気設備の全圧力損出を考慮し、居室の空気圧が天井裏等の部分より負圧にならない
a)第1種換気設備で、給気量が排気量を下回らないもの
b)第2種換気設備
c)気密区画されていない天井裏等の部分での、排気型機械換気設備

YES → 中央管理方式 令20条の5第5項

H15告示274第一第三号(ｲ)
･気密性を有する材料を用いて気密層、通気止を設け当該居室と区画されたもの

YES → 中央管理方式 令20条の5第5項

H15告示274第一第三号 (ﾛ)
･気密区画されていない天井裏等の部分に、第1種or第2種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散材料を使用していない

YES → 中央管理方式 令20条の5第5項

NO → NG

中央管理方式 令20条の5第5項 → YES → END

中央管理方式 令20条の5第5項 → NO → 居室等の内装制限

居室等の内装制限 → 第1種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散材料(第2種同等or第3種同等or適用外大臣認定の第1種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散材料を除く)の使用 → YES → NG

NO → 第2種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散材料(第3種同等or適用外大臣認定の第2種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散材料を除き、第2種同等大臣認定の第1種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散材料を含む)の使用
第3種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散材料(適用外大臣認定の第3種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散材料を除き、第3種同等大臣認定の第1種or第2種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散材料を含む)の使用

注) ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散材料が、既存建築物に使用されているもので、5年以上経過している場合には、規制対象から除く。

NO → END

YES → ＊ s2*k2+s3*k3≦A → NO → NG（YES → END）

| | 換気回数(n)等 | k2 | k3 |
|---|---|---|---|
| 住宅等の居室 | 0.7回以上又はH15告示273第一 | 1.2 | 0.2 |
| | 上記以外 | 2.8 | 0.5 |
| 住宅等の居室以外の居室 | 0.7回以上又はH15告示273第一 | 0.88 | 0.15 |
| | 0.5回以上0.7回未満又はH15告示273第二 | 1.4 | 0.25 |
| | 上記以外 | 3.0 | 0.5 |

注) s2:第2種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散材料の使用面積(㎡)
s3:第3種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散材料の使用面積(㎡)
A:居室の床面積(㎡)
n=V/(A*h)
V:有効換気量(m3/h)
h:居室の天井高さ(m)

注) 住宅等の居室：住宅の居室並びに下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び家具その他これらに類する物品の販売業を営む店舗の売場

H15告示273
第三第一号、第四第一号 (第一)
CH (天井高さ) ≧2.7m
令129条の2の6第2項(機械換気設備)
Vr=n*A*h≦V

| n: | |
|---|---|
| 天井高さ ＜ 3.3 | 0.6 |
| 3.3≦天井高さ ＜ 4.1 | 0.5 |
| 4.1≦天井高さ ＜ 5.4 | 0.4 |
| 5.4≦天井高さ ＜ 8.1 | 0.3 |
| 8.1≦天井高さ ＜ 16.1 | 0.2 |
| 16.1≦天井高さ | 0.1 |

第三第二号、第四第二号 (第二)
次の ｉ)～ⅳ)のいずれか
ｉ) CH(天井高さ) ≧2.9m
令129条の2の6第2項(機械換気設備)
Vr=n*A*h≦V

| n: | |
|---|---|
| 天井高さ ＜ 3.9 | 0.4 |
| 3.9≦天井高さ ＜ 5.8 | 0.3 |
| 5.8≦天井高さ ＜11.6 | 0.2 |
| 10.7≦天井高さ | 0.1 |

ⅱ) 常時開放の換気上有効な開口部面積≧15cm2/㎡
ⅲ) 家具等の物品販売店舗の売場で、換気上有効な開口部面積≧15cm2/㎡
注) 第二ⅲ)の場合は、「家具等の物品販売店舗の売場」は「ﾎﾃﾙ等の居室以外の居室」と読み替え
ⅳ) 真壁造りで、天井及び床に板状の建築材料を用いない場合又は外壁の建具が気密性の低い木枠を使用する場合

第四第三号
CH(天井高さ) ≧3.5m
令129条の2の6第2項(機械換気設備)
Vr=n*A*h≦V

| n: | |
|---|---|
| 天井高さ ＜ 6.9 | 0.2 |
| 6.9≦天井高さ ＜ 13.8 | 0.1 |
| 13.8≦天井高さ | 0.05 |